資料2

# （仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画について

平成２６年７月

佐倉市

# Ⅰ計画の基本事項

## （１）計画策定の背景

佐倉市（以下、「本市」という。）では、平成 16 年に「佐倉市次世代育成支援行動計画」を策定し、10 年間にわたり、子育てに関わるすべての人が協力して社会全体で子育てを支援するまちづくりを進めてきました。この間、認可保育園の定員数の増や病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を開始し、一定の成果を上げることができました。

ところが、今日、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、親の働く状況の違いによる幼児期に学校教育・保育の提供体制の違いや保育園待機児童の問題等が課題として指摘されています。

これらの課題に対応するため、平成 24 年 8 月には、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が創設されました。

子ども・子育て支援法において、市町村は幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされました。

このため、本市において、平成 27 年 4 月の新制度施行に向け、（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

## （２）計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第２条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条第１項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

> 子ども・子育て支援法
> （市町村子ども・子育て支援事業計画）
> 第 61 条第１項　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、本計画は、「第 4 次佐倉市総合計画」を上位計画とし、「佐倉市次世代育成支援行動計画」（以下、「行動計画」という。）及び各種関連計画と整合を図りつつ、本市が今後進めていく幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うために定めるものです。

なお、平成 17 年度からの 10 年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法がさらに 10 年間延長されましたが、行動計画の策定は市町村の任意となりました。本市では、同法の趣旨を鑑み、本計画を、行動計画と一体のものとして位置付けます。

## （３）計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭を対象とします。

## （４）計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

## （５）計画の策定体制

本計画は、「佐倉市子育て支援推進委員会」において、委員の意見を聴取して策定します。

（参考）

「（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画」と関連する個別計画との関係

**佐倉市における関連計画**

◎佐倉市総合計画

・健康さくら 21
・佐倉市障害者計画
・佐倉市男女平等参画基本計画
など関連する個別計画

整合性

**「佐倉市次世代育成支援行動計画」における７つの課題**

〔基本理念〕
手をつなぎ、みんなで育てよう
佐倉っこ

〔基本方針〕
こどもが楽しくなるまち
子育てが楽しいまち
子どもと子育てにやさしいまち

〔課題〕
①地域における子育ての支援
②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
④子育てを支援する生活環境の整備
⑤職業生活と家庭生活との両立の推進
⑥子ども等の安全の確保
⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

継承

**子ども・子育て支援事業計画**
**基本指針（案）における計画記載事項**

〈必須記載事項〉
１．教育・保育提供区域の設定
２．①各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み
②実施しようとする幼児期の学校教育･保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
４．子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

〈任意記載事項〉
１．市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
２．産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保
３．子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する県施策との連携
４．労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
５．市町村子ども・子育て支援事業計画の策定時期
６．市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
７．市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

## （６）本計画の構成イメージ

（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

**総論**

第１章　計画の策定にあたって
- １　計画策定の背景と趣旨
- ２　計画の位置付け
- ３　計画の対象
- ４　計画の期間

第２章　佐倉市の子どもと子育ての現状
- １　人口・世帯等の現状
- ２　子育て支援サービスの現状
- ３　次世代育成支援行動計画の達成状況
- ４　ニーズ調査結果の概要

第３章　計画の基本的な考え方
- １　計画の基本理念
- ２　計画の基本方針
- ３　計画の体系

**各論**

**法定の事業部分**

第４章　子ども・子育て支援事業
- １　教育・保育提供区域の設定
- ２　幼児期の学校教育・保育の事業計画
- ３　地域子ども・子育て支援事業の事業計画
- ４　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び体制の確保
- ５　産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保
- ６　子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携
- ７　労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

**※現次世代育成支援行動計画**

第５章　目標実現のための施策
- １　地域における子育ての支援
- ２　母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- ３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ４　子育てを支援する生活環境の整備
- ５　職業生活と家庭生活との両立の推進
- ６　子ども等の安全の確保
- ７　要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

**結び**

第６章　計画の推進
- １　計画の進行管理
- ２　計画の推進体制

**資料編**

参考資料
- １　佐倉市子育て支援推進委員会
- ２　・・・

第１章　計画策定にあたって

| 計画構成イメージ | 記載内容 |
|---|---|
| 1　計画策定の背景と趣旨 | ・子ども・子育て支援新制度が創設された背景<br>・すべての子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画 |
| 2　計画の位置付け | (1) 法的な位置付け<br>(2) 佐倉市の計画体系における位置付け |
| 3　計画の対象 | すべての子どもとその家庭 |
| 4　計画の期間 | 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間 |

第２章　佐倉市の子どもと子育ての現状

| 計画構成のイメージ | 記載内容 |
|---|---|
| 1　人口・世帯等の現状 | (1) 人口の推移<br>(2) 年齢別(3 区分)人口割合の推移<br>(3) 出生数、合計特殊出生率の推移<br>(4) 核家族化の状況<br>(5) 結婚、離婚の状況<br>(6) 年齢階層別女性就業率の状況 |
| 2　子育て支援サービスの現状 | (1) 保育園の状況<br>(2) 幼稚園の状況<br>(3) 学童保育状況<br>(4) 母子保健事業の状況<br>(5) 子育て支援施設・事業の状況<br>(6) 子どもの遊ぶ場所 |
| 3　次世代育成支援行動計画の達成状況 | 目標事業量と達成状況 |
| 4　ニーズ調査結果の概要 | ニーズ調査の概要 |

第３章　計画の基本的な考え方

| 計画構成のイメージ | 記載内容 |
| --- | --- |
| 1　計画の基本理念 | ・本市における子ども・子育てに関する考え方を記載。<br><br>基本理念イメージ（現次世代育成支援行動計画）<br><br>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子 |
| 2　計画の基本方針 | ・基本理念を踏まえ、あらゆる人々の観点から、基本的な方針を掲げる。<br><br>基本方針イメージ（現次世代育成支援行動計画）<br><br>子どもが楽しくなるまち　子育てが楽しいまち　子どもと子育てにやさしいまち |
| 3　計画の体系 | ・佐倉市次世代育成支援行動計画の施策を継承し、基本方針に基づき、課題を整理する。<br><br>計画の体系イメージ（現次世代育成支援行動計画）<br><br>①地域における子育ての支援<br>②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進<br>③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備<br>④子育てを支援する生活環境の整備<br>⑤職業生活と家庭生活との両立の推進<br>⑥子ども等の安全の確保<br>⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 |

<table>
<tr><th>計画構成のイメージ</th><th>記載内容</th></tr>
<tr><td>1　教育・保育提供区域の設定<br>必須記載事項</td><td>教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定する。その際、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域とする。</td></tr>
<tr><td>2　幼児期の学校教育・保育の事業計画<br>必須記載事項</td><td>（1）認定区分<br><br>
<table>
<tr><th>区分</th><th>年齢</th><th>保育の必要性</th><th>利用施設</th></tr>
<tr><td>1 号認定</td><td>3 歳～5 歳</td><td>なし</td><td>幼稚園、認定こども園</td></tr>
<tr><td>2 号認定</td><td>3 歳～5 歳</td><td rowspan="2">あり</td><td>保育園、認定こども園</td></tr>
<tr><td>3 号認定</td><td>0 歳～2 歳</td><td>保育園、認定こども園、地域型保育事業</td></tr>
</table>
<br>（2）教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込みと確保の内容及びその実施時期<br>教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込みを定め、確保の内容と実施時期を定める。<br>（記載イメージ）
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">提供区域 A</td><td colspan="3">平成 27 年度</td><td colspan="3">平成 28 年度</td><td>～平成 31 年度まで</td></tr>
<tr><td>1 号</td><td>2 号</td><td>3 号</td><td>1 号</td><td>2 号</td><td>3 号</td><td>・・・</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>3～5 歳</td><td>3～5 歳</td><td>0～2 歳</td><td>3～5 歳</td><td>3～5 歳</td><td>0～2 歳</td><td>・・・</td></tr>
<tr><td colspan="2">量の見込み</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>・・・</td></tr>
<tr><td rowspan="4">確保の内容</td><td>幼稚園</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>・・・</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>・・・</td></tr>
<tr><td>保育園</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>・・・</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>○人</td><td>・・・</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

3　地域子ども・子育て支援事業の事業計画

必須記載事項

（1）地域子ども・子育て支援事業

（記載イメージ）　地域子ども・子育て支援事業〔13 事業〕

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| 1　利用者支援事業【新規】 | |
| 2　地域子育て支援拠点事業<br>（子育て支援センター） | |
| 3　妊婦健康診査 | |
| 4　乳児全戸訪問事業 | |
| 5　養育支援訪問事業、要保護児童等支援事業 | |
| 6　子育て短期支援事業 | |
| 7　ファミリー・サポート・センター事業 | |
| 8　一時預かり事業 | |
| 9　延長保育事業 | |
| 10　病児保育事業 | |
| 11　放課後児童健全育成事業 | |
| 12　実費徴収に係る補足給付事業【新規】 | |
| 13　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】 | |

<table>
<tr><td></td><td>（2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容及びその実施時期<br>教育・保育提供区域ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みを定める。<br><br>（記載イメージ）　○○○事業<br><table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>～平成 31 年度</td></tr><tr><td>量の見込み</td><td>○人</td><td>○人</td><td>・・・</td></tr><tr><td>確保の内容</td><td>○人</td><td>○人</td><td>・・・</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び体制の確保<br>必須記載事項</td><td>認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。</td></tr>
<tr><td>5　産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保<br>（任意記載事項）</td><td>育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。</td></tr>
<tr><td>6　子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携（任意記載事項）</td><td>児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。</td></tr>
<tr><td>7　労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（任意記載事項）</td><td>仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。</td></tr>
</table>

第５章　目標実現のための施策（次世代育成支援行動計画の継承部分）※現次世代育成支援行動計画

| 計画構成イメージ | 記載内容 |
|---|---|
| 1　地域における子育ての支援 | ①保育サービスの拡充<br>②放課後児童健全育成事業（学童保育）の拡充<br>③地域の子育て協力体制づくり<br>④子育て情報の提供と相談・交流の場づくり<br>⑤幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成 |
| 2　母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 | ①妊婦に対する相談・支援の充実<br>②母子保健相談・健診・指導の充実<br>③安心できる医療の整備・充実<br>④食育の充実<br>⑤子どもの健康・体力づくり<br>⑥思春期保健対策の充実 |
| 3　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | ①多様な体験活動と地域活動の充実<br>②世代間交流の推進<br>③ゆとりある教育の推進<br>④中高生が子育ての意義や大切さを理解する機械の拡充<br>⑤家庭教育力の向上 |
| 4　子育てを支援する生活環境の整備 | ①子どもと外出しやすい環境の整備<br>②子どもが安心して遊べる環境の整備<br>③ゆとりある住環境の整備 |
| 5　職業生活と家庭生活との両立の推進 | ①家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成<br>②仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 |
| 6　子ども等の安全の確保 | ①犯罪防止策の推進<br>②いじめ対策の充実<br>③交通安全教育の推進 |
| 7　要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 | ①児童虐待の防止<br>②ひとり親家庭への支援<br>③障害児への支援の充実 |

第 6 章　計画の推進

| 計画構成イメージ | 記載内容 |
| --- | --- |
| 1　計画の進行管理 | 本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行い、毎年度点検、評価を行い、その結果を公表する。 |
| 2　計画の推進体制 | 進行管理にあたっては、佐倉市子育て支援推進委員会の意見を聴く。 |

参考資料

| 計画構成イメージ | 記載内容 |
| --- | --- |
| 1　佐倉市子育て支援推進委員会 | (1) 佐倉市子育て支援推進委員会条例<br>(2) 委員名簿<br>(3) 検討経過 |
| 2　・・・ | |